

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

| | |
|----------|---|
| 会 議 名 | 平成30年度高松市障害者施策推進懇談会（第2回） |
| 開催日時 | 平成30年9月6日（木）午前10時00分～11時30分 |
| 開催場所 | 高松市役所 3階 32会議室 |
| 議 題 | (1)高松市手話言語及び障害者のコミュニケーションに関する条例（仮称） 骨子案について (2) その他 |
| 公開の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 出席者 | 大川委員 鎌田委員 川崎委員 香西委員 坂井委員 神内委員 武田委員 東条委員 鳩委員 本多委員 渡邊委員 西村様 近藤様 ※欠席 川村委員 高橋委員 長谷川委員 藤目委員 森田様 |
| 傍 聴 者 | 4 人 （定員 5 人） |
| 担当課及び連絡先 | 障がい福祉課 839-2333 |

会議経過及び会議結果

次のとおり会議を開会し、議題について協議した。

(1) 開 会

田中局長挨拶

坂井会長が議長となり、議事進行

- (A) それでは議事に入る前に、今回関係者として出席されている西村様の方から参考資料について、10分程度で説明を、また、当事者の要望については、聴覚障がいのある方の思いをまとめたものとして条例について協議いただく上で参考になるものと思う。

参考資料を使って、Bより説明

会議経過及び会議結果

- (B) 参考資料1は、全日本ろうあ連盟がまとめたわかりやすい資料で、これを読んでいただくととても理解しやすいと思う。
- 続いて、参考資料2、当事者の要望書として高松聴覚障害者協会の会員の声を集めてまとめたもので、現在会員が困っていること、不便に感じていることを知らなかったこと、知っていれば、なんとか出来ただろうといった内容となっている。
- この中で、今回は理解しにくいものを説明したい。
- まず初めに、手話通訳者、手話通訳士の資格を持った正規職員の設置について、例えば市役所や病院、駅等に設置をしていただきたいと思っている。
- あとタクシーの運転手や観光関係の人に手話を教えていただき、県外から来られる聴覚障がい者にも観光が楽しめるように。
- 次に、パトカーなど緊急車両が自分で運転する後方から来た場合、バックミラーで見えるが、緊急車両が直進するのか、曲がるのかというものが全く分からずに不安を感じているので、緊急車両の前方下側に電光掲示板を設置して、目で見てわかる情報があればありがたい。
- 聴覚障がい者の夫婦や1人暮らし世帯で倒れて緊急時の場合、消防署とビデオカメラで繋がり、手話が出来れば、緊急時の対応が出来る。
- 次に、災害対策について、災害時に不安を感じるのは、エレベーター停止時。緊急電話はあるが、私たちは音声でやりとりが出来ない。エレベーターのドアにガラス張りの窓があれば、もし緊急時でも手話で話ができるので、ドアにガラス窓を設置していただきたい。
- また、JRや電車が災害時に止まった場合、電光掲示板がないと情報が得られないので、駅のホームなどに、掲示板で、分かるようにして欲しい。バスも同様。
- 次に市役所にろう者の相談員を設置して欲しい。ろう者の相談員がいれば、ろう者同士で相談がしやすい。
- 次に、ろう者通訳者についての助成をお願いしたい。特に高齢者が使う昔の手話は、今の手話に通訳しないと読み取ることが難しいので、通訳者への助成をお願いしたい。
- 次に、社会参加をするときに、情報を正しく知りたい。自分も高松市民の一員として自覚を持って社会参加をして、社会参加することを身につけたい。そういう要望を取りまとめている。
- (A) それでは議題1に移りたい。

会議経過及び会議結果

議題 (1) 高松市手話言語及び障害者のコミュニケーションに関する条例（仮称）骨子案について

- ・配布資料に沿って事務局より説明
- ・質疑応答

(A) ただいまの説明について、香川県聴覚障害者協会の近藤様より補足をお願いしたい。

(C) まず条例の制定の検討と手話は言語であることを含んでいただいていることはとてもありがたいと思うが、私たちの立場としては、手話と情報コミュニケーションの二つのものは別物と考えている。情報コミュニケーション条例はあらゆる障がいに対するもので、聞こえない方は、手話や筆談などの見える情報でのコミュニケーションやそれぞれ障がいに応じた特性に応じたコミュニケーション方法があると思うが、選択権というものが必要で、聞こえない方には手話を選択する権利がある。この条例には盛り込まれているようではあるが、ちょっと弱いようにも思っている。「手話は言語である。」そういう記載はあるが、手話を獲得すること、手話を普及すること、手話を使うこと、また、手話を研究すること、手話を保存すること、それぞれがあって初めての条例となってくると思う。

また、情報コミュニケーションについては、選択肢を行使することが弱いように思うので、まず手話を選択する選択権が問題と思う。

手話言語条例と情報コミュニケーション条例を組み合わせたものを作りたい。

また、障がいのある方のコミュニケーション方法は、手話だけではないという記載が制定理由にある。障がい者といっても幅広く、手話が必要ない障がい者の場合は、音声や視覚で情報が得られるが、手話を使う人は、手話を選びたいと思っており、やはり文字より手話を優先している。簡単に要約をされた文字では、情報格差ができてしまう。聞こえない私たちはそういう文字の簡単な要約だけでは不安を感じている。

手話がまずあり、手話を組み込むことによって参画出来る私たちの権利があるので、皆さんにはぜひ手話というものを中心に考えていただければと思う。

会議経過及び会議結果

また、コミュニケーション方法については、多くの選択肢の準備を考
えていただければと思っている。手話を自由に使える。当然筆談も出来
る。

また、子供たち、聞こえない子供たちも、手話だけでなく、手話や筆
談があるっていう選択肢を聞こえない子供たちにも与えてもらいたい
と思う。

まず環境整備を求めたいと思う。

情報コミュニケーションについては、まず当事者を含めて欲しい。

まず、当事者が参加し、当事者の意見をきちんと踏まえて、その上で
検討していただくことが一番大事かと思う。

(A) 1つ目は、今の近藤様の御意見から、手話は言語であるので、情報コ
ミュニケーションと横並びにはならないのではないかということ。

コミュニケーション手段については、当事者が自分で決めることがで
きるというような項目がきちんとあるので、それを踏まえて選択する
ということができるようなものが必要ではないか。

それから、情報コミュニケーションのところでは、様々なコミュニケ
ーション手段があるが、当事者が参加して、情報コミュニケーションに
ついて議論することができるような情報提供等、議論の場があるのでは
ないか、というような主に大きく分けて3点であったのではないかと思
う。

以上のようなことを踏まえまして資料1、また近藤様からの補足説明
等に基づいて、皆さんから意見をお伺いしたい。

(D) 私たちボランティア協会があるが、手話が出来ないまま来ている。

聴覚障がいのある方もない方も情報が共有できるように地域のあら
ゆるところで手話通訳が出来る方を養成して欲しいと思う。その方法の
一つとしては、各コミュニティセンターにおいて手話講座とか実施した
らどうかと思う。

会議経過及び会議結果

- (A) コミュニティセンター等で手話講座を開いて、手話ができる方を増やして情報共有ということ。
- 一点近藤様に質問したいのだが、例えば、日本手話に直す手話通訳者の方々される手話とはおのずと違うと思うが、ここでは、どちらが日本手話でどちらが日本語対应手話ってというようなことが書かれていないので、ちょっと区別する必要があるのではないと思う。
- 先ほど近藤さんが言われた手話は日本手話かと思う。きちっと明記すべきだというふうに解釈をしてよろしいか。
- (C) 日本対应手話と私たちが使っている日本手話は当然、それをはっきり分けるといふふうには考えていない。
- 手話は視覚的言語ということで、日本手話と日本語対应手話の違いが何かというと、例えば、「足がない。」といったときに日本語対应手話だと足がないという表現になってしまうが、日本手話では交通手段がないという違いになってくる。
- 日本語対応、日本手話はいろんな議論が今、起こっているが、内容が伝わればよい。
- 出来る環境を作るといふことが一番だと考えている。
- (A) ということなので今の武田委員さんの話も、今回設定する側は、この条例の情報共有を手話として、通じ合える型を作ってほしいということで、理解していいのかと思う。
- (C) 手話ができる市民を増やすということ、手話を普及するということも大事だと考えている。
- 手話通訳は専門的な養成が必要なので、そこは別になってくる。
- 例えば医療関係警察関係、行政関係ややっぱり専門性の高いものについては、手話通訳というものが必要になってくると思う。
- 手話通訳と日常会話は分けるというところは理解して欲しいと思う。
- (E) 私は小児科の診療所をやっているが、西村さんとか近藤さんがおっしゃるように、手話が言語としての通話手段であることはよくわかる。
- ただ先ほどの要望の中にもあったように、病院にも手話通訳者を置いて欲しいということについては現実的には難しいと思う。
- 手話を今から勉強して簡単な通話、会話であれば、ある程度は、受付の方ができるかと思うが、緊急性がある場合とかは、なかなか難しいと思う。

会議経過及び会議結果

私は今、高松市夜間急病診療所の責任者をしているが、外国の方が時々来られるので、いろいろ対策を考えている。それで資料1の2のところにある音声リアル文字化アプリを使って外国語変換で文字化して情報をやりとりしているが、ほとんどタイムラグなく、伝えることができる。

近藤さんが言われる手話言語として広めていくことに関しては、多少逆方向の話ではあるが、救急の場では、スマートフォンにアプリを入れておけば、タイムラグもなくできる。

- (A) 最近ではテレビ画面で、手話を使うと、文字に直してくれるようなアプリや、こちらが日本語で喋ると、動画で手話に直してくれるっていうアプリなんかの開発も進んでは来ているようである。
- (F) 聴覚障がい者のコミュニケーションということで、手話もそうであるが、会話や研修会で要約筆記にも来てもらっているが、市がもっと公費負担をして欲しい。
- (C) 先ほど、音声変換アプリの話が出ていたが、人と人とのコミュニケーションは、やっぱり対面が一番いいのかなと思っている。
- 手話を使っている人が、手話の出来る人がいるということでそこに行きやすい環境が作れる。いろいろ選択出来るものがあり、私たちの選択権ができると思う。
- (A) つまり、どちらか一方という話ではなく、きちっと並行して、いろいろな方が情報共有をきちっとできるように情報保障を考えていくということだと思う。
- (G) 聴覚障がい児の家族会という立場での話と条例の件で質問したい。
- 私も、手話は必要だと思っている。
- ただ、私達の家族会員を見てみると、どうしても今医学的な進歩等で、早期から人工内耳や補聴器が入ってきている。
- そういったことから、今後の制定しようとしているコミュニケーション条例と現状が追いついていけなくなるのではないかと感じている。
- これはお願いという部分にもなるが、来年この条例が制定された後、一年とか二年とか定期的に見直しする必要があると思う。
- また、先ほど近藤会長からも出ている各当事者からの意見集約。条例が制定された後も、協議会的なものを踏まえてぜひ検討していただきたい。

会議経過及び会議結果

それと、制定理由のところでは、障がいのある人がという形になっているが、前文の説明の中で共生社会ホストタウンに登録されたことも踏まえた内容ということで、前文の内容と制定理由のところが変わってくる。

また、東京オリンピックパラリンピックに向けて、東京並びに首都圏と言われている大きな都市では、当然その共生社会ということで、よく言葉として出てくるのがダイバーシティと言われているものである。

こういったダイバーシティという概念もぜひこの条例に入れるというか、少しずつでも、広めていってもらえたらと思っている。

また、その障がいという考え方も現在、超高齢化社会ということで、当然高齢者の方は、耳が不自由という方々も出ていて、そういった方々の当然コミュニケーションっていうのも必要になってくるし、また、外国人に関しても、これはコミュニケーションという形になってくるので、ある意味、我々からすると障がい者という扱いにもなろうかと思っている。

実際、このコミュニケーション条例の制定に当たっては、私たちは一生懸命支援するし、頑張っていくつもりではあるが、やはりその年その年の流れとか、時代背景によっては変わってくることも想定されるので、ぜひとも、定期的に改正といったものも盛り込んでいただければと思っている。

(A) 今のことについて、市の方で何か意見は。

(事務局) まず、定期的に見直しということについては、この会議が、これまで障がい者プランについての進捗状況ということで毎年、1回は会議を開いており、その際に条例に関する進捗状況についても、会議の中で話をさせていただき、見直しや進捗状況をそこで確認できると考えている。

あと共生社会については、目的や条例の中の前文のところでお話させていただいたように共生社会ホストタウンの関係とか、共生社会等をそこに盛り込めたらということで、前文を今後策定する中でそういったところも入れられたらと考えている。

(A) 前文のところオリジナルの高松市というのが出てくるはずなので、そこで今のような意見を反映することができれば、いいと思う。

会議経過及び会議結果

- (H) 細かくて申し訳ないが、6ページの障害者の定義のところ、障害及び社会的障壁によりと書いてあるが、私は、障がいには制限を受けるのではなく、社会的障壁によって制限を受けるのであると思っている。
- だから、私はこの障害及びというところはいらぬのではないかと。障がい自体が制限を受けるというのは、そんなにならぬと思っている。
- それと、文書の中でも障がいの「がい」がひらがなであったり、漢字であったり、制度とかそういうところは漢字にしないでいいのかもしれないが、目的とか、基本理念とか、そういうところも全部漢字になっているので、障がい者に対する姿勢とかそういうのが何か現れてしまうのではないかなと思っている。
- (A) 障がいの「がい」の文字についてはいろいろ議論があるところなのでここでどういうふうにするかはちょっと難しいと思うが、社会的障壁を障がいと考えるならば害のあるものが周りにあるというふうにもいえるので、ここら辺も文字の使用については要検討かなと思う。
- (I) 条例なので、当事者の方とかコミュニケーションに苦労されている方中心に書かれているのはもちろんだが、社会的障壁を取り除くためにもっと一般の方にも啓発をしっかりしていただきたいと思う。
- 障がいがあってもなくても共生社会という形で大人から子供、高齢者まで、地域で生活するのは当たり前のことで、そういった方が本当に苦労せずに皆さんコミュニケーションがうまくとれるようにしていくものだと思っているので、そのあたりの周知啓発もたくさん盛り込んでいただけたらありがたいなと思った。
- (A) 啓発、市の責務のところにも書いてあったことだが、きちっと強調してもらいたいということだと思う。
- (J) こちらは高松市手をつなぐ育成会といって、支援学級に入っている子どもたちで、難聴があったり、耳が全く聞こえない方も入っているので大きな行事をするときにやっぱり私達ではその通訳の方をボランティアで雇うことはできないので先生方に付き添ってもらって、先生方にその通訳をやってもらったり、あと大きな運動会をするときは、アプリを難聴の子の保護者が用意をして対応させていただいている。

会議経過及び会議結果

私の子どもは発達障がいと知的障がいの重複をしているので、逆にその音声は聞こえるが、情報となってその子の元に届いていない。文字の方が情報としてきちんと入ってくる。

手話が言語だが、あと文字もやっぱり言語としてきちんと入ってきている人もいるので、手話言語の条例と情報コミュニケーションの条例を全く別物だっという意見も確かにあるが、私達からすると、全く別だが、別でもない。

障がいが変わると、そのあたりも変わってくるのかなっていうのもある。

(A) 多分ここは前文のところと目的のところでは解決出来るのかなと思う。

(K) 私は身体障害者協会の代表で出席しているが、私の家は聾学校の東門のすぐ出たところに 40 年あまり住んでいるが、これまで、困っていることとか考えたことがなかった。

ただ、手話の勉強はしたいと思うことはあって武田さんが言われたようにコミュニティで勉強会があったらということは、思っている。

ただ、これまで話すときに、はっきりと言葉を口で表すこととゆっくりということを中心に心がけてきた。そのぐらいで本当に今日は恥ずかしく思っていた。

(L) ハローワークでは、就労の相談ということで、いろんな障がいの方の相談を受ける中で、聴覚障がいの方の相談も受けている。窓口では、手話通訳の方に、週 1 回、1 時間半来ていただいている。

他の職員も簡単な手話が出来るとはいるが、筆談を用いて、相談を受けているのが、現状である。

条例が今年度中に制定されるということになっていると思うが、同じ行政機関として制定された後の、周知啓発広報をしっかりしていけたらと思う。

(M) 私は精神障がいの方を、メインに、活動し、一緒に作業をする施設をやっている関係で、本当にろうの方のことはよく分からずに来ていた。

最近、プライベートの時間に自宅でテレビを見る時、NHK教育テレビの手話ニュースにとっても関心があって、とても分かりやすいということでその手話に関心を持っていた。習ってもいいかなと思っていたが、どこで習えばよいのか分からないので、教えていただけたらと思っている。

会議経過及び会議結果

それから私どもがやっている地域活動支援センターは英会話やドイツ語、料理などのプログラムを取り入れているが、そこで手話を習ったら広まっていくのではないかと思っている。

私どもの施設にそういうプログラムちょっと取り入れてもいいかなっていうふうに今日は感じていた。

(A) 聴覚障がいがあつて精神障がいをお持ちの方も中にはおられると思う。

(F) 以前からちょっと疑問に思っていることがある。

手話通訳というのはなかなか覚えるのは大変なので、各機関で、テレビ電話でしないのかと。

一般的には Skype という方法があるので、どうしてやらないのかなと以前から不思議に思っている。

(A) テレビ会議は、香川県が教育相談等でテレビ会議が出来ないかといこととやっているというところで、ちょうどそういうのが始まったところなので、東条さんの意見も非常に参考になると思う。

議題 (2) その他

- ・配布資料に沿って「今後のスケジュール」を事務局より説明
- ・意見なし

(A) グループインタビュー時に当事者の意見を聞いてほしい。